

2009 年 5 月 15 日

株式会社ソフトフロント
代表取締役社長 阪口 克彦
(証券コード番号:2321)

問い合わせ先:取締役財務・管理統括担当
佐藤 健太郎
電話番号:03-3568-7007

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の目的

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うもの(現行定款第8条、第9条、第 13 条)であり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成 21 年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2)法令で定める監査役の員数を欠くこととなるときに備える補欠監査役の選任を毎年行う煩雑さを勘案し、補欠監査役の予選の効力を選任決議のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするものであります(変更案第 33 条)。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3.日程

定款変更のための定時株主総会開催日 :平成 21 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 :平成 21 年 6 月 29 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	(削除)
第 8 条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 9 条 (条文省略)	第 8 条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第 1 0 条～第 1 2 条 (条文省略)	第 9 条～第 1 1 条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第 1 3 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 1 2 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第 1 4 条～第 3 3 条 (条文省略)	第 1 3 条～第 3 2 条 (現行どおり)
(新設)	(補欠監査役の予選の効力)
	第 3 3 条 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、当該選任決議のあった株主総会后 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(新設)	附則
	当会社の株券喪失登録簿の作成、備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成 22 年 1 月 5 日までこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。